

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月及び同年3月

申立期間当時は、会社を退職し、国民年金の加入手続をA市B支所で行い、国民年金保険料は同居の母親が地区の自治会等による集金で納付していた。領収書等は残っていないが、申立期間が未納あるいは未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月以降に払い出されており、申立人が居住する地区において、申立期間当時自治会等による国民年金保険料の集金が行われていたことがA市の回答により確認できることから、申立内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、申立人が結婚するまで家計を管理していた申立人の母親が、国民年金保険料を自宅に来た集金人を通じて納付していたと主張しており、申立期間直後から申立人の婚姻までの期間の保険料は、納付済みになっていることから、申立期間の保険料についても申立人の母親が納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月まで
平成 2 年 2 月 22 日に社会保険事務所の職員が自宅に来て、国民年金の未納期間があり、納付しなければ国民年金を受給できなくなると言われたので、翌日の 23 日に A 町役場で 17 万 3,778 円を納付した。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 2 月 23 日に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は平成 2 年 2 月 23 日に、同年 3 月から 3 年 2 月までの厚生年金保険第 4 種被保険者に係る厚生年金保険料 17 万 3,778 円を前納していることが確認できることから、申立人が一括納付したとする保険料は、申立期間の国民年金保険料ではなく、当該厚生年金保険料であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの期間並びに46年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から45年3月まで
② 昭和46年7月及び同年8月

申立期間の国民年金保険料は、毎月、知人に預けて集金人に納付してもらっていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、知人に現金を預けて国民年金保険料を納付したと主張しているが、その知人から申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける証言等を得ることができず、申立人自身は、申立期間に係る保険料の納付に関与していないため、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、当該知人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間①と②の間に挟まれた昭和45年4月から46年6月までの期間が厚生年金保険被保険者期間であったことについて、申立人は、平成15年7月に記録が統合されたときに初めて知ったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 13 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 5 月 13 日から 42 年 3 月 31 日までの期間は、臨時職員としてA事業所に勤務していた。

私と同様に臨時職員として採用されていた人の中には、厚生年金保険被保険者期間がある人もいるのに、申立期間に年金記録が無いことには納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の履歴書及び臨時職員名簿の写しから、申立人が申立期間において、臨時職員として同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者取得日が昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 3 月 31 日までの被保険者を確認したが、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落は無い上、申立人は、同原票の記載から、42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、同日付けで共済組合に加入していることから、後日厚生年金保険被保険者資格を取り消されたことが確認できる。

また、A事業所においては、臨時職員の厚生年金保険に加入させる時期について、各現場の事務係から同事業所に臨時職員の社会保険加入手続について該当者の連絡を行っていたとの複数の同僚の証言があり、申立人と同じ現場において、臨時職員として採用された同僚の採用日と厚生年金保険被保険者資格取得日とを比較すると、臨時職員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月1日から24年11月1日まで
② 昭和25年8月29日から26年2月17日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の商業法人登記簿謄本により、昭和23年9月20日から24年9月5日までの間、同社の役員であったことが確認できるとともに、申立人の弟の証言により、申立人が申立期間に同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主は既に死亡していることから、同社及び事業主から申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない上、申立人の当時の同僚として挙げた者の中には、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い者が複数見られる。

また、申立期間にA社において役員であった21人は、すべて役員就任期間内における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、同社に勤務していた従業員は、「当時、役員は、会社には出勤しない非常勤役員が多かったため、申立人もその期間は非常勤役員だったかも知れない。」と証言していることから、事業主が、同社の役員について、その就任期間内に厚生年金保険の加入手続を行わなかった可能性を否定できない。

さらに、申立期間②については、当該期間に同社に勤務していた従業員3

人がいずれも申立人の名前について記憶が無いとしているなど、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月18日から27年9月1日まで

A事業所には、昭和21年2月1日から27年8月31日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同僚の証言及び申立人が提出した写真の写しから推認できる。

しかし、A事業所は、昭和45年11月6日に適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない上、同僚の証言からも申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が申立期間において継続して勤務していたと述べている複数の同僚の資格喪失日が申立人とほぼ同時期であることから、同社は、従業員の勤務期間すべてについて厚生年金保険被保険者期間としていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 23 日から平成元年 4 月 30 日まで
社会保険事務所の記録では、A社での私の標準報酬月額は、正社員になった昭和 62 年 3 月から同年 9 月までが 9 万 8,000 円、同年 10 月から同社を退社した平成元年 3 月までが 14 万 2,000 円とされていた。

しかし、私の給料は、昭和 62 年 3 月から同年 9 月までは 14 万円程度、同年 10 月から平成元年 3 月までは 18 万円程度はあったと信じている。

標準報酬月額が誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、給与台帳等の資料は無く、事業主等の役員の所在も確認できないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた複数の従業員からも、申立人の給与の額等に係る証言は得られない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書や所得税源泉徴収票等の資料は無く、A社における申立人に係る社会保険庁の標準報酬の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

申立期間は、A社のB市、C市及びD市の出張所に勤務しており、事務の補助をしていた。当時の失業保険被保険者証を保管している上、同僚のE氏は、申立期間当時入院し保険証を使った記憶があり、自分たちは厚生年金保険被保険者であったはずと証言しているため、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたと主張するA社のB市、C市及びD市に所存する3出張所を基に、社会保険庁のオンライン記録を調査したところ、同社関連の厚生年金保険の適用事業所として7事業所が確認でき、このうち、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、かつ申立人が名前を挙げた上司の氏名を厚生年金保険被保険者名簿で確認できるのは2事業所のみであるが、この2事業所に係る同名簿に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠落は無い。

また、A社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、同社の各地の出張所では、厚生年金保険被保険者でない社員もいた旨を回答している上、申立人が同じ学校の出身で同社に勤務していたと主張する男性の同僚についても、社会保険庁が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名を確認することができないことを踏まえると、同社においては、すべての従業員について、厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。